

No.	該当ページ	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画の修正案
1	P.14	計画相談支援 (サービス等利用計画の作成)	「計画相談支援」に携わる人はどういう資格を持っている人で、どこに所属し何名くらいいるのでしょうか。	計画相談支援専門員の資格要件、所属及び人数について知りたい。	サービス等利用計画を作成するには、県が実施する「相談支援従事者初任者研修」を受講し、相談支援専門員の資格を取得することが条件になります。市内の相談支援事業所7か所に、13名の相談支援専門員が所属しています。	無	
2	P.14	計画相談支援 (サービス等利用計画の作成)	障害者が65歳になった時、同じ相談支援専門員が介護支援専門員として引き続き計画作成を担当することがスムーズな移行につながると考えますが、介護保険サービスへの移行において流山市が特に留意して行っていることがございましたら教えてください。	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行にあたり、同じ相談支援専門員が計画作成を担当したほうが良いと考えるが、流山市で留意していることがあるのか知りたい。	障害福祉サービスの相談支援専門員と介護支援専門員については、それぞれ異なる資格となります。 このため、介護保険の居宅介護支援事業所の介護支援専門員には、相談支援専門員の資格を取得してもらうよう、県の研修を案内しています。それにより、介護保険サービスへのスムーズな移行が図れるよう協力をお願いしているところです。 また、介護保険への移行にあたっては、相談支援専門員と介護支援専門員がサービスの利用状況について、ケース会議等をして引継ぎができるようにしています。障害の状態により、介護保険サービスでは不足する部分については、状況を確認しながら、引き続き障害福祉サービスの必要量を確保しています。	無	
3	—	—	高齢者のニーズ調査のように、障害児・者のニーズ調査を行っているでしょうか。	障害者・児へのニーズ調査を行なったのか知りたい。	平成28年12月に郵送によるアンケート調査を実施しています。 対象は、身体障害者600人、知的障害者150人、精神障害者200人、障害児50人の合計1000人を無作為で抽出しました。 なお、調査方法については、郵送配布・郵送回収で行い、回収状況は604件、回収率60.4%でした。 現在、回収したアンケートを分析し、本計画の第3章部分(サービスの見込量)の作成を進めているところです。	無	
4	P.25	障害児通所給付事業の実績	今回より、新しく障害児福祉計画が障害福祉計画より独立して策定されることになりましたが、障害福祉の中からなぜ児童福祉を特に取り出し独立した扱いにしたのか、その趣旨・背景をもう少し詳しく知りたい。また、流山市は市の現状に照らしそのことについてどのような見解をもっているのかも合わせてご説明下さい。	障害児福祉計画作成の趣旨及び背景と流山市の現状について知りたい。	平成28年6月に「障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。 この改正では、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされました。 地方自治体には、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を策定することが義務付けられたところです。 本市は、子育て世代を中心とした人口の増加により、障害児支援のニーズはさらに増加していくことが予想されるため、第1期流山市障害児福祉計画では障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、十分なサービス量を見込んでいきたいと考えています。	無	
5	—	—	当市でこの計画の対象となる障害者、障害児の全体像(分類と人員)と過去3年程度の推移はどの様なものでしょうか。	過去3年間の障害者数・障害児数の推移について知りたい。	本市における障害者の状況について、平成25年から5年間の推移をお示します。	無	参考資料として、第5次障害者計画の「第2章 流山市における障害者の状況」を直近5年間の情報に更新します。(次回の審議会でお示しします。)

No.	該当ページ	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画の修正案
6	—	—	今回の2つの計画を作るに際し、市として特に力をいれたところはありますか。あるとすればどの分野(事業)で、その理由はなんでしょうか。	計画の策定にあたり、市が力をいれた事業とその理由について知りたい。	NO.4で記載したとおり、今回から障害児福祉計画の策定が義務付けされました。そのなかでも、放課後等デイサービスについては、利用者数及び利用日数が大幅に伸びていることから、現状の分析と今後のニーズを把握し、十分な見込量を算出していくと考えています。  ※放課後等デイサービス 就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。	無	
7	P.3,P.4 7 PDCAサイクル	—	P4.に於いて、中間評価の際には協議会等の意見を聞く、となっておりますが、その意見を聞く組織として、福祉施策審議会、障害者福祉推進会議、自立支援協議会の3つの組織がP3.に列挙されておりますが、それぞれの組織の役割と市としてそれからどのような意見を期待しているのでしょうか。	福祉施策審議会、障害者福祉推進会議、自立支援協議会のそれぞれの役割と期待する意見について知りたい。	障害者福祉推進会議及び地域自立支援協議会に在籍する委員の皆様は、障害福祉サービス、障害児通所サービスの事業者、障害者団体の中から委嘱されており、障害当事者の声や障害者にかかる障害者団体や事業所から直接のご意見をいただくことを期待しています。  また、福祉施策審議会の皆様には、地域福祉計画の策定等、本市の福祉施策に関わる計画の策定に尽力いただいている経験を活かし、他計画に盛り込まれていた内容との整合性やバランス等についてご意見をいただければと考えています。	無	
8	—	—	計画の各論に入る前に、全体が一覧できるような表或いはチャートの提示を検討いただきたい。個々の事業が全体の中でどのように関連付けられているのかが分かるので理解しやすい。	全事業が一覧できる表又はチャートを提示して欲しい。	障害福祉サービス及び障害児通所サービスの全体像が分かる表を掲載します。	有	第2章部分に追加して掲載します。(次回の審議会でお示します。)
9	—	—	上記に関連し、対象となる障害者や障害児あるいはその保護者等はこれら多数の事業内容をどのような形で示されるのでしょうか、その内容を知らないために折角の給付等を受けられない、と言うことは無いともいますが、周知の仕組みをご教示下さい。	障害者に対する事業の周知方法について知りたい。	はじめて障害福祉サービスや障害児通所サービスを利用される方については、「障害福祉サービスの手引き」等を用いて、利用できるサービスを個別にご案内しています。  また、障害者や障害児は、それぞれ障害の状態や特性があることから、必要なサービスについては、計画相談(ケアプラン)作成時に、本人や保護者の希望を聞きながら必要なサービス提供に配慮しています。  給付の更新時期には、対象者に対して文書で通知するとともに、給付等を受けていただくための申請書等を郵送しています。  その他にも、市ホームページや広報ながれやま、視覚障害者に対する点字、朗読活動等により、障害福祉サービスについて周知を図っています。	無	
10	—	—	全体の予算とその財源の明示。増減も含めて	障害福祉サービス及び障害児通所サービスの推移とその財源内訳を示して欲しい。	障害福祉サービス及び障害児通所サービスの給付費について、これまでの推移と財源を掲載します。	有	第1章又は第2章部分にグラフを掲載します。(次回の審議会でお示します。)
11	—	—	関連する近隣市との比較も示してほしい。	近隣市との比較を示して欲しい。	近隣市との比較については、人口規模により障害者数も違うことから、単純に比較することが難しい現状があります。障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく国のサービスであり、全国共通のサービスになっていることから、サービス内容については他市と遜色はないものと考えております。	無	
12	—	—	第3期地域福祉計画にもあるように、計画の末尾には付属資料として用語集を是非添付して欲しい。	計画末尾に用語集を添付して欲しい。	分かりやすい計画書とするため、用語集を作成し添付します。	有	計画末尾に用語集を添付します。(次回の審議会でお示します。)